

【参考資料】

1 関係報告書

- ・ 中央教育審議会「キャリア答申」（抜粋）（平成23年1月）
- ・ 「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究報告」（平成23年3月）（抜粋）
- ・ 日本再生戦略（平成24年7月）、若者雇用戦略（平成24年6月）（抜粋）

2 専修学校における学校評価・情報公開関係資料

- ・ 専修学校に関する学校評価・情報公開に係る法令規定等
- ・ 高等専修学校・専門学校における学校評価・情報公開に関する取組状況
- ・ 都道府県に関する調査
- ・ 関係団体等に関する調査
- ・ 先進事例（静岡専各、NPO法人専門門学校評価研究機構、高等専修学校、専門学校
- ・ 小・中・高等学校・大学と専修学校の学校評価について

3 評価項目・指標等に関する参考資料・データ

○ 基礎資料

- ・ 専修学校制度の概要
- ・ 専修学校の学校数・推移(第4回資料)

○ 教育活動

- ・ 授業時数
- ・ 教育課程(カリキュラム改善の取組)
- ・ 授業評価
- ・ 企業との連携(実施状況・具体的取組)
- ・ 成績評価、シラバスの作成
- ・ 職業実践的な授業、キャリア教育
- ・ 資格例
- ・ 卒業生の評価

○ 生徒支援・生徒指導

- ・ 進路関係
- ・ 学修支援
- ・ 資格取得支援
- ・ 就職関係
- ・ 奨学金等関係
高等専修学校における高等学校等修学支援金制度の状況
日本学生支援機構の奨学金・貸与状況等
- ・ 多様な生徒の受入れ等(中途退学者等)
- ・ 専門学校の生徒の週間生活時間

○ 教員組織

- ・ 教員数、教員資格、実務経験年数
- ・ 担当科目(講義・演習・実験)の割合
- ・ 教育内容改善のための組織的な研修の実施の有無

○ 学校環境

- ・ 施設・設備

○ 財務・学校運営・法令等の遵守

- ・ 学校法人の専修学校部門の消費収入構造・消費収支規模
- ・ 授業料・入学科等学生納付金の状況

○ 国際交流

- ・ 外国人留学生数、就職・進路の状況

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議について

平成24年4月5日

生涯学習政策局長決定

1 趣旨

平成23年3月にまとめられた「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究会議報告」では、教育の質向上に向けた取組とともに、より自由度の高い学校種としての特性も考慮しつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進すること等の必要性が指摘されている。

また、平成23年1月の中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」では、質の向上に向けた専修学校の自主的な取組の支援として、教職員の資質向上や、教育活動の評価への取組の促進等が指摘されるとともに、各学校種を通じた総合的な視野から高等教育における職業教育を充実させるための方策等について提言がなされた。

以上の状況等にかんがみ、専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校固有の課題等への対応を図る観点から、社会の要請に応える専修学校の質の保証・向上に関する調査研究を行い、もって今後の施策立案等に資するものとする。

2 検討課題

専修学校制度の目的・役割を踏まえつつ、専修学校の質保証・向上に向けた以下のような課題への対応方策等について検討を行う。

- (1) 専修学校の自己評価、学校関係者評価等の改善・充実について
- (2) 教職員の資質向上等に関する取組の改善・充実について
- (3) 質保証等に係る専修学校設置基準の在り方
- (4) その他

3 実施方法

別紙の有識者等の協力を得て、調査研究を行う。なお、必要に応じてその他の関係者の協力を求めるものとする。

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者

※敬称略、五十音順

※◎は座長、○は副座長

- 青山伸悦 日本商工会議所理事・産業政策第一部長
- 市橋康伸 大阪府府民文化部私学・大学課長
- 小方直幸 東京大学大学院教育学研究科准教授
- 川越宏樹 学校法人宮崎総合学院理事長、全国専修学校各種学校総連合会副会長
- ◎黒田壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 小林光俊 学校法人敬心学園理事長、日本児童教育専門学校校長、東京都専修学校各種学校協会会長
- 小松郁夫 玉川大学教職大学院教授
- 今野雅裕 政策研究大学院大学教授
- 清水信一 武蔵野東技能高等専修学校校長、全国高等専修学校協会副会長
- 関口正雄 NPO 私立専門学校等評価研究機構理事、東京スポーツ・レクリエーション専門学校長
- 寺田盛紀 名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授
- 中村 徹 学校法人中村学園理事長、全国専修学校各種学校総連合会副会長
- 樋口美雄 慶應義塾大学商学部長・商学研究科委員長
- 前田早苗 千葉大学普遍教育センター教授
- 吉本圭一 九州大学人間環境学研究院副研究院長・主幹教授

[計 15名]

【審議の経過】

○第1回平成24年5月8日（火）

- (1) 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議設置について
- (2) 当面の検討課題（審議）
- (3) 「専修学校の質保証・向上に資する取組の実態に関する調査研究事業」結果報告
- (4) （社）静岡県専修学校各種学校教育振興会の取組について（中村委員）

○第2回平成24年7月3日（火）

- (1) 専門学校における教育・教員・卒業生からみた質保証(吉本委員)
- (2) 大阪府における補助金を活用した学校評価制等（専修学校の質向上）の推進について
- (3) NPO私立専門学校等評価研究機構の評価項目について(関口委員)
- (4) 専修学校における学校評価・情報公開の在り方について（主な論点例）（審議）

○第3回平成24年8月3日（金）

- (1) 高等専修学校における学校評価等の取組(小川名古屋工学院専門学校校長)
- (2) 専修学校における質向上の取組みについて～学校評価制度を中心に～（市橋委員）
- (3) 専修学校における学校評価・情報公開の在り方について（主な論点例）（審議）

○第4回平成24年9月11日（火）

- (1) 専修学校における学校評価等の在り方について（論点）（審議）
- (2) 平成25年度 専修学校関係概算要求等について（報告）

○第5回平成24年10月18日（木）

- (1) 専修学校における学校評価等の在り方について（審議経過報告）（審議）

① 専修学校教育の質向上に向けた組織体制の整備と評価・情報公開への取組

視点5 教育の質向上に向けた研究・研修等の活動を活性化すよう、学校間の連携・教員間の情報交流のための組織体制を整備する。

【目指すべき方向性】

- 専修学校教育の質を高めていく上での課題としてカリキュラムの改善や教員の資質向上等に向けた研究・研修等の活動を組織的に進める体制をいかに確保・整備していくかの問題が、重要となる。
- もとより、大学等に比べ、個々の学校規模が小さい専修学校^{*1}については、教員組織の体制において、総じて脆弱な面があるとも言われてきた。また、少子化の進展等により、専修学校の経営環境は厳しくなっており、個々の専修学校において、教育条件の整備・充実を図っていくための余力が失われつつあるとも指摘されている。
- さらに、専修学校教員が置かれている状況の実態として、研究・研修を協力して進めるべき同輩教員を、地域の中で得ることが難しい状況があるとも言われる。多様な分野にわたり広範多岐な教育が行われている専修学校の教育では、その質の向上に向けた対応も、各分野によって大きく異なることになる一方、それぞれの分野ごとの人材需要・養成ニーズは一定の規模に限られ、同一分野の学校が同じ地域内に複数集積することが、一部の大都市圏を除いて起こりにくい^{*2}。このため、各分野の教員は、それぞれ、各地方に分散して孤立しやすく、その結果として、各学校におけるカリキュラムの改善等も、個々の教員レベルの研究によって対応されるのみに止まりやすい等の指摘がある。
- 産業構造の変化や技術の高度化等のスピードもより一層速くなる中であって、社会が求める教育内容・方法の改善等を進めて行く上では、今後、以上のような組織体制による対応を続けるのみで、十分な対応を図ることは難しいと考えられる。すなわち、これからの専修学校教育の質向上に向けては、個々の学校レベル・各地方レベルを超えた連携により、研究・研修等の活動の充実を図れるよう、広域的な連携組織の組織化・活性化や、教育資源の共有化のための体制整備を進めることが必要である。

【対応方策】

- i) 教育改善のための複数校の連携による組織的な研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）や、企業等との連携による教員の資質向上等に向けた組織体制整備の取組を支援・推進する。
 - ※ 各分野における学校間コンソーシアムの組織化・活性化の推進 など
- ii) 教育プログラム、教材等の資源の共有化を促進するための環境を整備する。
 - ※ 全国規模の情報交流の場の整備、各学校におけるIT環境の充実等に向けた取組の支援・推進 など

*1 専修学校については、高等学校、大学等に比べ小規模校が多く、学生生徒数200人以下の学校が全体の7割(69.1%)を占める。《参考資料p59》

*2 専修学校については、全国の学校(3,311校)の23.4%(776校)が首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に、12.0%(397校)が近畿圏に所在している。また、全国の専修学校学生生徒(63.8万人)のうち、31.5%(20.1万人)は首都圏の学校に、15.6%(9.9万人)が近畿圏の学校に在学している。《参考資料p60》

視点6 より自由度の高い学校種としての特性を踏まえつつ、専修学校のガバナンス改善等に向けた評価と情報公開の取組を促進する。

【目指すべき方向性】

- 専修学校については、制度の特性から、カリキュラム等の面での自由度が高く、産業界等のニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開する上での強みを持っているが、その裏腹として、全体的な質の担保の面では、他の学校種に比べ緩さがあり、教育水準等においても、各学校ごとの差が大きいことが指摘される。このような専修学校が、社会全体の信頼を得ていく上では、より自由度の高い学校としての特性も考慮しつつ、教育活動等の評価や情報公開など、教育機関としてのガバナンス¹改善に向けた自主的な取組を促進していくことが重要となる。
- 特に、私立学校に対しては、近年、そのガバナンス¹の在り方に対する要請が高まっている。事前規制から事後チェックへという社会全体の動きを踏まえ、私立学校の設置についても基準の緩和等が進んできているが、これに伴い、設置後の教育活動等の状況を適切に評価していくことが、より大きな意味を持つようになってきている。さらに、少子化の進展等に伴い、困難な経営状況に直面する私立学校が増加し、私立学校全体が厳しい競争環境に晒されており、個々の私立学校においては、様々な課題に主体的・機動的に対応していくための体制確保とともに、学習者の適切な選択に資する観点から、情報開示等への適切な対応が求められている。
- このほか、税金の使い道に対する納税者の意識も高まっており、公費が投入される教育機関に対しては、より大きな説明責任が求められるようになってきている。
- こうした中、専修学校制度においても、平成18年の学校教育法改正により、自己評価の義務化や関係者評価の努力義務化、教育活動等に関する情報の積極的提供の義務化が図られている。また、学校法人については、平成16年に成立した私立学校法の一部改正法により、法人の公益性を一層高め、自主的・自律的に管理運営する機能を充実させる観点からの制度改正が行われており、その一環として、財務諸表等の利害関係者への閲覧に関する義務も課されている。
- なお、各分野の職業教育における教育水準等の評価については、現在、政府において「キャリア段位制度」の導入・普及（「日本版NVQ」の創設）に向けた検討も進められており、これら制度と専修学校の教育システムとの連携を促進するなど、学校種等を超えた分野別質保証の枠組み等の活用を進めることも、今後の重要な政策課題となる。
- 以上を踏まえ、より自由度の高い学校種としての専修学校の特性も考慮しつつ、教育活動等の評価の仕組みを整備するとともに、各学校における情報公開の取組を促進する必要がある。特に、法律で義務付けられた自己評価等及び情報提供等への対応については、その取組の実質化を促すとともに、第三者評価等への取組についても、専修学校が自主的に進める活動を支援・促進していく。

【対応方策】

- i) 法律上の義務とされた自己評価等へ対応については、「ガイドライン」を示し、その確実な実施と取組の充実を図る。第三者評価についても、専修学校が進める自主的な取組を促す。
 - ※ 各専修学校における自己評価等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成・公表
 - ※ 各専修学校やコンソーシアム組織等が自主的に進める第三者評価等の取組の支援・促進など
- ii) 法律で義務付けられた積極的な情報提供等への取組について、「ガイドライン」を示し、その取組の実質化を促す。
 - ※ 各専修学校における積極的な情報提供等の取組の目安を示す「ガイドライン」の作成（まずは、高等課程を対象に早急に作成・公表。《附属資料3》）など

*1 ガバナンスとは、組織・共同体が自らを健全に統治すること。我が国では、バブル崩壊後の「日本的経営」の見直しや、企業不祥事の問題への対応の中で、企業をどのように統治すべきかという観点からの「コーポレートガバナンス（企業統治）」に対する注目が高まったほか、透明性、健全性、遵法性の確保、適切な情報開示と説明責任の重視、責任の明確化、内部統制の確立などを要素とする「ガバナンス」の在り方が、様々な組織の経営改善を図る上での視点として、重視されるようになってきている。

専修学校等における学校評価・情報公開に関する法令規定

【学校評価・評価結果の公表】

●学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

→ 専修学校／各種学校へ準用[第133条／第134条第2項]

●学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

→ 専修学校／各種学校へ準用[第189条／第190条]

【学校運営状況の公開】

●学校教育法

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

→ 専修学校／各種学校へ準用[第133条／第134条第2項]

【財務諸表等の公表】

●私立学校法

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第47条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

→ 準学校法人へ準用[第64条第5項]

大学等における情報公開に関する法令規定

関係条文

●学校教育法

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

→ 高等専門学校へ準用[第123条]

●学校教育法施行規則 ※H22. 6. 15改正→新設、H23. 4. 1施行

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

→ 高等専門学校へ準用[第179条]

専修学校に関するこれまでの主な制度改革等

昭和51年(制度発足) ----->

成果の評価 修了者の学習	専修学校制度の施行	【平成7年】 「専門士」の称号付与 〔専門課程・2年以上、試験等に基づく課程修了の認定等〕 ※H22年現在 約7,200学科	【平成17年】 「高度専門士」の称号付与 〔専門課程・4年以上、試験等に基づく課程修了の認定等〕 ※H22現在 約500学科			
大学・大学院との接続		【昭和60年】 [高等課程・3年以上] 大学入学資格の付与 ※高校卒業同等	【平成10年】 [専門課程・2年以上等] 大学編入学資格の付与	【平成17年】 [専門課程・4年以上等] 大学院入学資格の付与		
教育の質の向上			【平成14年】 情報の積極的提供の義務化	【平成14年】 自己点検・評価等の努力義務化	【平成16年】 財務情報の公開の義務化	【平成19年】 自己評価の義務化等・学校関係者評価の努力義務化
学校間における相互評価		【平成3年】 大学等における 専門学校教育の単位認定	【平成5年】 高校における 専修学校教育の単位認定	【平成11年】 専修学校における大学等の学修の履修認定に係る範囲拡大 [1/4→1/2]	【平成24年】 専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学習の範囲の拡大(高等学校専攻科、職業訓練等)	
助成税制		【昭和57年】 準学校法人への私学助成	【昭和61年】 専修学校補助等に関する地方交付税措置		【平成22年】 高等課程生徒に対する「高等学校等就学支援金」の支給	

今後の方向性

新成長戦略 〔成長を支える生涯を通じた能力・スキル向上の教育機関として位置付け〕	【平成24年】 単位制・通信制の制度化
中教審答申 〔各学校段階の一つとして専修学校のキャリア教職・職業教育の充実等について提言〕	
日本再生の基本戦略 〔中核的専門人材養成などの職業教育の充実を図る〕	

小・中・高等学校・大学と専修学校の学校評価について

		根拠規定	目的	評価の主体	結果の公表	結果の活用	評価のサイクル	
小・中・高等学校	自己評価	<p>【学校教育法】 第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。 …①</p> <p>【学校教育法施行規則】 第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。 …②</p> <p>第67条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。 …③</p>	① ②④	<p>① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、<u>学校として組織的・継続的な改善を図ること。</u></p> <p>② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、<u>保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。</u></p> <p>③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講ずることにより、<u>一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。</u></p> <p>(ガイドライン)</p>	各学校自ら行う	義務	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営の組織的・継続的改善 ・保護者、地域住民等から理解と参画を得た連携協力による学校づくり ・設置者等による支援や条件整備等の改善 	少なくとも1年度に1回 (ガイドライン)
	学校関係者評価	<p>第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合その結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。 …④</p> <p>※中学校、高等学校にも準用。</p>	① ③④		保護者その他の学校関係者	努力義務	(ガイドライン)	
	第三者評価	法令上に明確な規定なし(ガイドラインには、学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家等により実施する第三者評価について記載あり)						
大学	自己点検・評価	<p>【学校教育法】 第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。</p>		大学の現状と課題を把握することにより、 <u>自主的な改善努力を促進。</u>	大学自ら行う	義務		毎年
	機関別評価	<p>【学校教育法】 第109条 2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価機関が評価結果を公表することにより、大学が社会による評価を受ける。 ・評価結果を踏まえて大学が自ら改善することを促す。 <p>こと等を通じて<u>大学の教育研究水準の向上に資する。</u></p>	<p>文部科学大臣の認証を受けた者(認証評価機関)</p> <p>【機関別認証評価を行う機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(独)大学評価・学位授与機構 ・(財)大学基準協会 ・(財)日本高等教育評価機構 ・(社)短期大学基準協会 	義務 (認証評価機関による公表)	評価結果を踏まえた改善	7年以内ごと
	専門職大学院評価	<p>【学校教育法】 第109条 3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。</p>		<p>【専門職大学院の分野別認証評価を行う主な機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(財)日弁連法務研究財団 ・(社)日本技術者教育認定機構 ・(NPO法人)日本助産評価機構 				5年以内ごと (機関別評価とは別に実施)
専修学校		学校教育法第42条、学校教育法施行規則第66条、67、68条の準用(自己評価、学校関係者評価)				自己評価:義務 学校関係者評価:努力義務		

小・中・高等学校・大学の評価項目及び基準例

	小・中・高等学校	大学			
	文部科学省 学校評価ガイドライン	(財)日本高等教育評価機構 大学評価基準	(財)大学基準協会 「大学基準」およびその解説	(独)大学評価・学位授与機構 大学評価基準(機関別認証評価)	
【目的・理念・教育目標】	教育目標 ○教育目標の設定 ・児童生徒や学校の実態、保護者や地域住民の意見や要望を踏まえた学校としての目標等の設定の状況 ・学校の状況を踏まえ重点化された短(中)期の目標等の設定の状況 ・目標等を踏まえた自己評価の評価項目の設定の状況 等	基準1 使命・目的等 ○使命・目的及び教育目的の明確性 ・意味・内容の具体性と明確性 ・簡潔な文章化 ○使命・目的及び教育目的の適切性 ・個性・特色の明示 ・法令への適合 ・変化への対応 ○使命・目的及び教育目的の有効性 ・役員、教職員の理解と支持 ・学内外への周知 ・中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映 ・使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成と整合性	【理念・目的】 ○大学は、その理念に基づき、人材育成の目的、その他の教育研究上の目的を適切に設定し、公表しなければならない。 【教育研究組織】 ○大学は、その理念・目的を踏まえ、適切な教育研究組織を整備しなければならない。	基準1 大学の目的 ○大学の目的(使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。 基準2 教育研究組織 ○教育研究に係る基本的な組織構成(学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制)が、大学の目的に照らして適切なものであること。 ○教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。	
	【教育内容】	教育課程・学習指導 ○各教科等の授業の状況 ・説明、板書、発問等、各教員の授業の実施方法 ・教材・教員の活用 ・習熟度に応じた指導などの個に応じた指導方法等の状況 等 ○教育課程等の状況 ・学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理解の状況 ・児童生徒の学力・体力の把握と、状況を踏まえた取組の状況 ・観点別学習状況の評価や評定などの状況 等	基準2 学修と教授 ○学生の受入れ ・入学者受入れの方針の明確化と周知 ・入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫 ・入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持 ○教育課程及び教授方法 ・教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化 ・教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発 ○学習及び授業の支援 ・教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実 ○単位認定、卒業・修了認定等 ・単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用 ○キャリアガイダンス ・教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備 ○教育目的の達成状況の評価とフィードバック ・教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発 ・教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック ○学生サービス ・学生生活の安定のための支援 ・学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用 ○教員の配置・職能開発等 ・教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置 ・教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み ・教養教育実施のための体制の整備 ○教育環境の整備 ・校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 ・授業を行う学生数の適切な管理	【教育内容・方法・成果】 ○大学は、その理念・目的を実現するために、教育目標を定め、それに基づき学位授与方針および教育課程の編成・実施方針を明示しなければならない。また、こうした方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容と方法を整備・充実させ、学位授与を適切に行わなければならない。 【学生の受け入れ】 ○大学は、その理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を明示し、その方針に沿って公正な受け入れを行わなければならない。	基準5 教育内容及び方法 (学士課程) ○教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。 ○教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。 ○学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。 基準6 学習成果 ○教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。 ○卒業(修了)後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。 基準7 施設・設備及び学生支援 ○教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。 ○学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。
【キャリア教育・生徒指導・学生支援】		キャリア教育(進路指導) ・組織的にキャリア教育(進路指導)に取り組む体制の整備状況 ・児童生徒の能力・適正、進路情報等に関する情報収集・活用の状況 ・進路相談(キャリアカウンセリング)の状況 等		【学生支援】 ○大学は、学生が学修に専念できるように、学修支援、生活支援および進路支援を適切に行わなければならない。	基準4 学生の受入 ○入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。 ○実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
		生徒指導 ○生徒指導の状況 ・学校の教職員全体として生徒指導に取り組む体制の整備状況 ・問題行動への対処の状況 ・非行防止教室の実施の状況 等 ○児童生徒の人格的発達のための指導の状況			
【教員】		特別支援教育 ・特別支援学校や特別支援学級と通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習の状況 等			
	研修(資質向上の取組) ・授業研究の継続的実施など、授業改善の取組状況 ・校内における研修の実施体制の整備状況 ・校内・校外研修の実施・参加状況 等		【教員・教員組織】 ○大学は、その理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を整備しなければならない。	基準3 教員及び教育支援者 ○教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。 ○教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。 ○教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。	

【学校管理・運営】	<p>保健管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒を対象とする保健(薬物乱用防止・心のケア等を含む)に関する体制整備や指導・相談の実施の状況 家庭や地域の保健・医療機関等との連携の状況等 	<p>基準3 経営・管理と財務</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の規律と誠実性 経営の規律と誠実性の維持の表明 使命・目的の実現への継続的努力 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守 環境保全、人権、安全への配慮 教育情報・財務情報の公表 ○理事会の機能 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性 ○大学の意志決定の仕組み及び校長のリーダーシップ 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮 ○コミュニケーションとガバナンス 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性 リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営 ○業務執行体制の機能性 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保 業務執行の管理体制の構築とその機能性 職員の資質・能力向上の機会の用意 ○財務基盤と収支 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 ○会計 会計処理の適正な実施 会計監査の体制整備と厳正な実施 	<p>【内部質保証】</p> <p>○大学は、その理念・目的を実現するために、教育の質を保証する制度を整備し、定期的に点検・評価を行い、大学の現況を公表しなければならない。</p>	<p>基準8 教育の内部質保証システム</p> <p>○教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。</p> <p>○教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。</p>
	<p>安全管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校事故等の緊急事態発生時の対応の状況 家庭や地域の関係機関・団体との連携の状況 学校安全計画や学校防災計画等の作成・実施、体制整備の状況等 	<p>基準4 自己点検・評価</p> <p>○自己点検・評価の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価 自己点検・評価体制の適切性 自己点検・評価の周期等の適切性 <p>○自己点検・評価の誠実性</p> <ul style="list-style-type: none"> エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表 ○自己点検・評価の有効性 自己点検・評価の結果の活用のためのPDCA サイクルの仕組みの確立と機能性 	<p>【管理運営・財務】</p> <p>○大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。</p>	<p>基準9 財政基盤及び管理運営</p> <p>○適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p> <p>○管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。</p> <p>○大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されるとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。</p>
	<p>組織運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職の教育目標等の達成に向けたリーダーシップの状況等 校務分掌・主任制度等の機能の状況 学校の財務運営の状況(県費、市費など学校が管理する資金の予算執行に関する計画、執行・決算・監査の状況等) 勤務時間管理、職専免研修の昇任状況等、服務監督の状況等 	<p>基準10 財政基盤及び管理運営</p> <p>○大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。</p>	<p>【教育研究等環境】</p> <p>大学は、学生の学修ならびに教員による教育研究活動を必要かつ十分に行えるよう、学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営しなければならない。</p>	<p>基準7 施設・設備及び学生支援(再掲)</p> <p>○教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。</p>
	<p>情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校に関する様々な情報の提供状況 学校公開の実施の状況等 	<p>基準2 学修と教授(再掲)</p> <p>○教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理 授業を行う学生数の適切な管理 	<p>【管理運営・財務】</p> <p>○大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。</p>	<p>基準9 財政基盤及び管理運営(再掲)</p> <p>○適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p>
【学備校環境整】	<p>教育環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設・整備 施設・整備の活用状況 安全・維持管理のための整備状況等 ○教材・教具等 教材・教具・図書等の整備状況等 	<p>基準3 経営・管理と財務(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財務基盤と収支 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 ○会計 会計処理の適正な実施 会計監査の体制整備と厳正な実施 	<p>【管理運営・財務】</p> <p>○大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。</p>	<p>基準9 財政基盤及び管理運営(再掲)</p> <p>○適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p>
【財務】	<p>組織運営(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校の財務運営状況(県費、市費など学校が管理する資金の予算執行に関する計画、執行・決算・監査の状況等)等 	<p>基準3 経営・管理と財務(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○財務基盤と収支 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保 ○会計 会計処理の適正な実施 会計監査の体制整備と厳正な実施 	<p>【管理運営・財務】</p> <p>○大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定に基づき適切な管理運営を行わなければならない。また、教育研究を支援しそれを維持・向上させるために、適切な事務組織を設置するとともに、必要かつ十分な財政的基盤を確立し、財務を適切に行わなければならない。</p>	<p>基準9 財政基盤及び管理運営(再掲)</p> <p>○適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。</p>
【携・社会貢 等】 【地域連 】	<p>保護者、地域住民等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営へのPTA(保護者)、地域住民の参画及び協力の状況 学校開放などの実施状況 外部人材の活用状況 		<p>社会貢献</p> <p>大学は、社会との連携と協力を配慮し、教育研究の成果を広く社会に還元しなければならない。</p>	<p>選択評価事項B 地域貢献活動の状況</p> <p>○大学の目的に照らして、地域貢献活動が適切に行われ、成果を上げていること。</p>